

兵

庫

縣

# 昭和御大禮衛生記錄

國立保健醫療科學院藏書



\*10012108\*



P-D  
28

16029

昭和四年四月

兵

庫

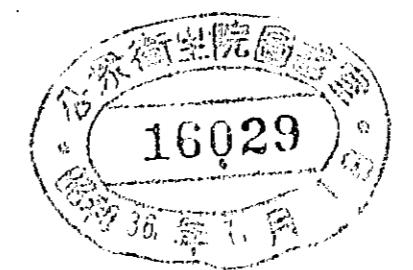
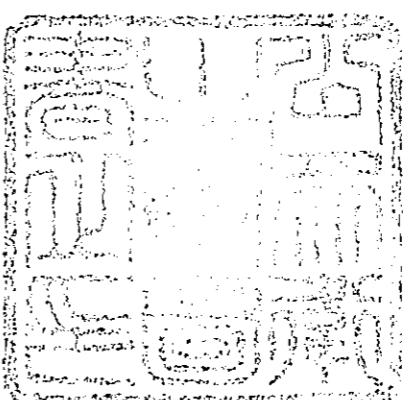
縣

緒 言

昭和三年十一月京都ニ於テ御大禮御舉行アラセラレタルニ就テ、我兵庫縣ハ近縣トシテ交通關係ノ頻繁ナルハ云フマデモナク、京都ヘノ物資移入ニ關シテモ本縣ハ神戸港ヲヒカヘタル關係上ソノ關門トモ云フベキ位置ニアリ、故ニ出入船舶ヲ通ジテ海外ヨリ浸襲スル傳染病豫防ニ對シテハ海港檢疫トノ關聯ヲ始メトシテ其任務ハ實ニ重大ナルモノアリテ、本縣ノ衛生施設ノ如何ハ直ニ各方向ニ覗面ノ影響ヲ及ボスベキヲ以テ、職ニ衛生ノ任ニ在ル者ハ至誠奉公ノ覺悟ヲ致シ挺身以テ之ニ當リ、外ニハ本省及ヒ關係府縣ト協力シ内ニハ官公衛及ヒ各種團体ト相携ヘ諸般ノ衛生施設ヲ整備シ、傳染病ノ流行ヲ防遏シ縣民ノ健康保持ニ最善ノ努力ヲ盡シテ克ク完全ナル衛生狀態ヲ持續シ、御大禮終了ニ至リタルハ邦家ノ爲慶賀ニ堪ヘザル所ナリ、仍テ茲ニ其實績ヲ輯錄シ永久ニ紀念セントスルモノナリ。

36.7.1  
塚原政繁氏

9-12  
28



## 目 次

第一篇 総 説	一
第二篇 急性傳染病豫防	二三
第一項 痘瘡豫防	二三
附表 海外關係諸港ニ於ケル痘瘡發生狀況要種痘者ニ對スル未種痘者百分比要種痘者ニ對スル第一期第二期種痘人員百分比	二五
人口ニ對スル第一期第二期要種痘者千分比	二五
二、痘瘡發生狀況	二五
附表 本邦ニ於ケル現在ノ發生狀況	二七
本縣ニ於ケル發生狀況	二九
三、防疫措置	三〇
附表 臨時種痘指定町村施行成績表	三三
第二項 「ペスト」豫防	三七
「ペスト」豫防ニ關スル概況	三七
附表 本縣沿海海上生活者ノ種類及人數	四一
海外關係諸港ノ「ペスト」發生狀況	四二
「ペスト」豫防施設實施狀況	四三
附表 殺鼠劑配付及探鼠班配置表ノ一	四六
殺鼠劑配付及探鼠班配置表ノ二	四六
各警察署別殺鼠劑配付調查表	四七
第一類貨物船殺鼠劑配付及探鼠班配置表	四八
防鼠設備檢查表及督勵班配置表	四八

ペスト豫防班配置表

除鼠成績表

防鼠設備改善成績表

除鼠成績一覽表

「コレラ」豫防

「コレラ」豫防ニ關スル概況

附表 海外關係諸港ノ「コレラ」發生狀況

「コレラ」豫防施設實施狀況

附表 縣下各港水上從業者注射班配置表

海外關係諸港「コレラ」發生狀況

「コレラ」豫防施設實施狀況

附表 縣下各港水上從業者注射班配置表

「コレラ」豫防施設實施狀況

第四篇 精神病取締、飲食物取締及獸疫豫防

第一項、精神病取締	二六
一、精神病取締概況	二七
附表 精神病者調査表	二六
乙丙種精神病者中特に要注意ヲ要スト認ムベキ者ノ調査	二七
精神病者所在不明者ノ調査	三〇
精神病者收容所調査表	三一
精神病者立廻先調査表	三一
非監置精神病者立廻先調査表	三一
二、精神病者第一期取締	三五
附表 私立精神病院調査表	三五
精神病者第二期取締	三六
附表 精神病者一齊検索實施成績表	三七
精神病者調査表	三九
三、清涼飲料水其他飲食物一齊取締成績表ノ一	四〇
附表 清涼飲料水其他飲食物一齊取締成績表ノ一	四三
第二項 飲食物取締	四五
同 一般飲食物一齊取締成績表	四五
同 試驗成績表	四七
藥物外、中毒患者表	五〇
二、一流料亭一齊取締實施ノ概要	五一
附表 市内一流料亭一齊臨檢結果表	五一
三、食料品市場取締ノ概要	五一
附表 食料品市場取締表	五三
四、牛乳及黒肉營業者取締概要	五三
附表 牛乳營業者取締成績表	五三
附表 黒肉營業者取締成績表	五三
第三項 家畜傳染病豫防	五四
一家畜傳染病豫防計畫	五四
附表 最近四ヶ年炭疽狂犬病發生表	五五
二、狂犬病豫防計畫及實施頸末	五八
附表 狂犬病豫防週間實施成績表	六三
同 日計表	七一
三、第二回狂犬病豫防週間實施頸末	七三
附表 狂犬病豫防週間實施成績表	七六
四、炭疽豫防計畫及實施頸末	七八
附表 炭疽豫防注射表	八五
第五篇 雜 錄	八七
第一項 大禮施設費配當額及檢疫費豫算追加豫算	八七
第二項 告示、訓、通達等ノ寫	九〇
第三項 御大禮記念衛生事業	九〇
第四項 衛生職員ニ就テ	九二
第六篇 告示、訓、通達等ノ寫	九八
第一項 痘瘍豫防ニ關スルモノ	一〇七
第二項 「ペスト」豫防ニ關スルモノ	一一一
第三項 「コレラ」豫防ニ關スルモノ	一二三
第四項 腸チフス及其他ノ傳染病豫防ニ關スルモノ	一二〇
第五項 癪、結核、トラホーム豫防ニ關スルモノ	一三四
第六項 精神病取締ニ關スルモノ	一三九

第七項 飲食物取締ニ關スルモノ

第八項 獄疫豫防ニ關スルモノ

六

一一四六

一一四七

## 第一篇

### 總說

昭和三年十一月京都ニ於テ御大禮御舉行アラセラルベキニ就テハ内務省衛生局ニ於テ關係府縣ノ衛生施設事項ニ關スル本省案ヲ二月末日決定セラレ三月八日ヨリ三日間關係府縣衛生課長ヲ本省ニ招集シ衛生局長議長ノモトニ義ニ決定セラレタル御大禮關係衛生施設事項ニツキ協議會ヲ開催セラレタルヲ以テ本縣ヨリ岡田衛生課長列席セリ、而シテ同三月廿八日附ヲ以テ内務次官ヨリ御大禮關係府縣地方長官宛ニ左ノ依命通牒ヲ發セラレ義ニ協議決定セラレタル御大禮ニ關スル一般衛生事項ニ就テ十四項ニ亘ル細密ナル指示事項ヲ通報セラレタリ、通牒及指示事項左ノ如シ。

内務省發衛第二八號

昭和三年三月二十八日

東京、京都、大阪、兵庫、神奈川、奈良、三重、滋賀

以上各地方長官宛（東京ハ警視總監宛）

御大禮衛生施設事項ニ關スル件依命通牒

内務次官

本年秋冬ノ候ニ於テ御舉行アラセラルベキ御即位式茲ニ大嘗祭ニ付テハ諸般ノ施設萬遺漏ナキヲ期スルハ勿論ノ義ニ有之候處衛生上施設ニ付テハ別紙事項ニ準據シ各般ノ事情參酌ノ上緩急宜シキヲ制シ之ガ實行ニ任ジ遺算ナキヲ期セラレ度

### 一般衛生事項

#### 第一 飲料水ニ關スル件

- 一、水道布設地ニ於テハ其ノ使用ヲ勧奨シ就中衛生上取締ヲ要スル各種營業者ニ對シテハ之ガ使用ヲ實行セシムルコト
- 二、水道水源ノ清淨保護ニ留意スルコト
- 三、必要ナル場所ニ於テハ飲料水ノ適否ヲ検査シ不良水ニ對シテハ適當ノ方法ヲ講ゼシムルコト
- 四、必要ト認ムルトキハ井水ノ「クロール」消毒ヲ勵行シ井戸ハ成ベク「ポンプ」裝置トナサシムルコト

## 第二 清潔保持ニ關スル件

- 一、街路又ハ之ニ添ヒタル河川、溝渠及ビ下水溝等ニ塵芥其他ノ不潔物ノ投棄ヲ禁ジ且時々清掃凌渫セシムルコト
- 二、下水、溝渠等ノ污水停滯箇所ヲ修理シ疏通セシムルコト
- 三、街路殊ニ市内電車線路ニ對スル撒水ヲ勧行シ不潔水ヲ使用セシメザルヤウ注意スルコト
- 四、汽船、汽車、電車、自動車及ビ人力車ハ常ニ清潔ナラシメ必要ナル箇所ニハ隨時消毒ヲ行ヒ車内ニハ塵埃ノ飛散セザルヤウ撒水ヲ勧行セシムルコト
- 五、定期ノ大掃除ヲ周到ニ實施シ必要アリト認ムルトキハ、臨時大掃除ヲ施行スルコト

## 第三 嘉芥處分ニ關スル件

- 一、各戸ニ完全ナル嘉芥容器備付ヲ勧行シ破損セルモノ又ハ覆蓋ナキモノハ改善セシムルコト
- 二、嘉芥ノ搬出ノ回数ヲ増加シ嘉芥ノ蓄積散出ヲ防グコト
- 三、塵芥取扱場及嘉芥焼却場ノ設備ヲ完全ナラシメ以テ嘉芥ノ處分ニツキ遺憾ナカラシムルコト
- 四、掃除監督ヲ勧行シ嘉芥處理ノ狀況ヲ監視スルコト

## 第四 尿尿處分ニ關スル件

- 一、共同便所ニシテ位置又ハ設備不適當ナルトキハ改造又ハ修理シ且必要ニ應ジ臨時便所ヲ設ケルコト
- 二、共同便所ノ消毒ヲ施行シ内外ノ清潔保持ニ努メ殊ニ汲取ヲ怠ラザル様注意スルコト
- 三、水槽便所ニ對シテハ嚴重ナル監督ヲ加ヘ、ソノ設備不完全ナルモノニ對シテハ適當ナル改善ヲ行ハシムルコト
- 四、各戸便所ノ汲取ヲ勧行スルコト

## 第五 飲食物等ノ取締ニ關スル件

- 一、屠場ニ關シテハ設備ノ改善ヲ促シ其ノ清潔保持ニ注意スルコト
- 二、(イ) 牛乳搾取所及牛乳販賣店ニ關シテハ其ノ設備及取扱ニ就キ清潔ヲ保持セシメ殊ニ搾取用器具及ビ牛乳罐ノ清淨ニ留意スルコト  
(ロ) 牛乳ノ乳質検査ヲ時々行フコト

## 第六 旅店、料理店、飲食店、貸座敷等ニ關スル件

- 一、旅店、料理店、飲食店、貸座敷等ニ對シテハ左ノ各項ヲ施行スルコト  
  - (イ) 徒業者ニ對シ特ニ被服及手指ノ清潔ニ留意スルコト
  - (ロ) 飲食物ニ對シ其ノ原料ヲ精撰セシメ其儘食スベキモノニハ防腐防蠅ノ方法ヲ講ゼシムルコト
  - (ハ) 設備ヲ完全ニシ清潔保持ニ努メシムルコト
  - (ニ) 飲食用器具ノ洗滌ニハ清水ヲ用ヒ不潔水ヲ使用セザルコト
- 四、食品市場ニ關シテハ左ノ事項ヲ注意スルコト  
  - (イ) 市場ニハ衛生的設備ノ改善ヲ促シ汚物ノ搬出ニ留意シ清潔保持ニ努ムルコト
  - (ロ) 市場ニ於ケル食品品質ノ監督ヲ嚴重ニ行ヒ食品取締關係法令ヲ勧行スルコト
- 五、飲食物關係徒業者ニ對シテハ時々健康診斷ヲ行ヒ傳染性疾患アル者ハ從業禁止其他適當ノ方法ニ依リ病毐傳播防止ノ徹底ヲ圖ルコト
- 六、飲食物及飲食物用器具ニ關スル衛生的検査ヲ勧行シ殊ニ土產用又ハ御大禮記念用トシテ發賣セラル、モノニ對シテハ有害性着色料取締規則其ノ他關係法令ニ依り取締フナスコト

- (イ) 客室內ノ清潔ニ留意スルコト
- (ホ) 茄所共ノ他、飲食物調理所ノ採光換氣ヲ充分ナラシメ防塵防蠅ノ設備ヲ完全ニシ流元下水溜及汚物溜ニシテ不完全ナルモノハ之ヲ改善セシムルコト
- (ハ) 飲食物ノ原料ノ新鮮、飲食物器具ノ清潔ニ注意シ客用箸ハ袋入又ハ煮沸シタルモノヲ用フルコト
- (ニ) 洗面所、浴場及便所ノ清潔ヲ保持シ設備ヲ完備ニ注意セシムルコト
- (ホ) 便所ノ手洗ハ流出裝置トシ便所引手ノ消毒ヲ勧行セシムルコト
- (ヘ) 客用寢具類ハ時々日光ニ曝シ、且ツ清潔ナル白布ヲ被ヒ其ノ白布ハ一客毎ニ取換フルコト
- (ト) 貸浴衣ハ一客毎ニ清潔ナルモノト取換ヘシムルコト
- (チ) 家人及使用人ノ健康狀態ニ注意シ傳染性疾患ノ疑アル者ニ對シテハ適當ノ方法ヲ講ズルコト
- (リ) 以上各項ノ外旅店、料理店、飲食店、貸座敷ニ關スル衛生上ノ取締規則ノ勧行ヲ期スルコト

## 第七 其ノ他衛生上取締ヲ要スル各種營業ニ關スル件

- 一、劇場、活動寫眞館寄、席諸興行場ニ對シテハ場内ノ清潔及換氣ニ注意セシメ便所、其ノ他衛生的設備ヲ完全ナラシムルコト
- 二、理髮店ニ對シテハ其ノ設備及ビ作業ニ於テ公衆衛生上周到ナル注意ヲナサシムルコト
- 三、浴場ニ對シテハ其ノ衛生的設備ヲ完全ナラシメ上リ湯ヲ豊富ナラシムルコト
- 四、貸衣具營業者ニ對シテハ營業用寢具類ヲ時々日光ニ曝シ、清潔ニ保持セシムルコト
- 五、多數ノ人ヲ使傭スル各種工場、會社等ニ對シテハ充分衛生上ノ注意ヲナサシムルコト

## 第八 花柳病豫防ニ關スル件

- 一、娼妓ニ對シテハ健康診斷ヲ一層嚴重ニスルト共ニ豫防方法ヲ勵行セシムルコト
- 二、營業者ヲシテ客用豫防用具、豫防藥品等ヲ備ヘ付ケ洗滌設備ノ完備ヲ期セシメ客ヲシテ成可ク豫防手段ヲ講ゼシムル様ニナスコト
- 三、花柳病傳播ノ度アル接客業婦ニ對シテハ花柳病診療施設ノ充實及ビ豫防知識ノ啓發ニ努メ、特ニ保健組合等ヲシテ活動セシムルコト
- 四、興行場、貸座敷、貸席、待合茶屋、旅店、料理店、飲食店等ニ於テハ適當箇數ノ睡壺ノ配置ヲ注意セシムルコト
- 五、多衆ノ集合スル場所、又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所、殊ニ神社佛閣ニ於ケル手拭、洗面手洗装置等ハ清潔保持ヲ嚴重ニ取締ルコト

## 第九 結核、トラホーム豫防ニ關スル件

- 一、結核豫防法令、トラホーム豫防法令ノ規定スル所ニ從ヒ健康診斷ヲ施行スルコト、殊ニ旅店、貸座敷、料理店、興行場ニ於ケル從業者、鍼灸按摩術業者、藝妓、雇仲居、娼妓、酌婦、女給、飲食物ノ製造又ハ販賣ニ直接從事スル者ニ對シテハ嚴重ニ之ヲ施行スルコト
- 二、興行場、貸座敷、貸席、待合茶屋、旅店、料理店、飲食店等ニ於テハ適當箇數ノ睡壺ノ配置ヲ注意セシムルコト
- 三、多衆ノ集合スル場所、又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所、殊ニ神社佛閣ニ於ケル手拭、洗面手洗装置等ハ清潔保持ヲ嚴重ニ取締ルコト

## 第十 癲豫防ニ關スル件

- 一、浮浪徘徊ノ痴患者ニ對スル取締ヲ嚴重ニシ關係府縣ト協力シ遺憾ナキヲ期スルコト
- 二、癲患者ノ一時救護設備及擴張ヲ圖ルコト
- 三、私宅療養患者ヲシテ多數ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ出入セシメザルコト
- 四、癲療養所所在地府縣ニ在リテハ收容中ノ患者ノ逃走防止ニ就キ特ニ注意スルコト

## 第十一 精神病者ニ關スル件

- 一、私宅ニ於ケル精神病者ノ監護ヲ十分ニシ殊ニ公安ニ危害ヲ及ボス度アル患者ニ對シテハ一層嚴重ナル注意ヲナスコト
- 二、精神病院（其他ノ收容所ヲ含ム）ニ於テハ左記事項ニ留意セシムルコト
  - (イ) 患者ノ逃走暴行放火等ニ對シ充分ナル警戒ヲ拂フト共ニ病院管理ヲ一層周到ナラシムルコト
  - (ロ) 未治患者ノ通院ニ際シテハ保護者ニ對シ其ノ監護方法ヲ特ニ指示スルコト
- 三、浮浪徘徊スル精神病者ニ對シテハ迅速ニ監護義務者ニ引渡ス等適當ナル處置ヲ講ズルコト

## 第十二 防疫ニ關スル件

- 一、傳染病流行ノ度アル地域其ノ他豫防上必要ト認ムル場所ニ對シ檢病的戶口調査又ハ必要ト認ムルトキハ検診ヲ行フコト
- 二、傳染病ノ届出ノ迅速ヲ期シ早期診斷其ノ他必要アルトキハ細菌學的檢查ニ請求ニ應ズル等相當便宜ノ方法ヲ講ズルコト
- 三、傳染病發生ノ場合ハ系統調查ヲ嚴密ニシ其ノ關係アルモノニ付病原体保有者ノ検索ヲ行フコト
- 四、特種營業者、其他必要アリト認ムル範圍ノ者ニ對シ、病原体保有者ノ發見ニ努ムルコト
- 五、「腸チフス」豫防ニ關シテハ格段ノ注意ヲ拂ヒ特ニ旅店、飲食店其ノ他ノ飲食物營業者ニ對シテハ豫防注射ヲ獎勵スルコト
- 六、ベスト豫防上必要ナル地域ニ於テハ鼠族ノ驅除並ニ之ガ細菌學的檢查ヲ行スルコト
- 七、海外ニ於ケル「コレラ」發生狀況ニ留意シ必要ト認ムル時ハ水上生活者及之ニ密接ナル關係アル者ニ對シテ「コレラ」豫防注射ヲ獎勵スルコト
- 八、定期種痘ヲ一層嚴重ニ施行シ殊ニ前年來ノ未種痘者ノ調査ヲ行ヒ脱漏者ナキ様其徹底ヲ期スルコト
- 九、必要アル地域ニ在住スル者及支那、朝鮮方面ト往來スル水上生活者ニシテ種痘シタル事實ナキモノ又ハ種痘シタルモ善感セザルモノニ付必要アルトキハ臨時種痘ヲ施行スルコト
- 一〇、痘瘡發生ノ場合ハ必要ト認ムベキ地域ノ在住者ニ對シ速ニ臨時種痘ヲ施行シ嚴重ナル消毒ヲ勵行スルコト
- 一一、蠅ノ驅除ヲ勵行シ特ニゾノ發生防止ニ努ムルコト
- 一二、傳染病院隔離病舍及公私立病院傳染病室ノ整備ニ注意シ且患者收容上支障ナカラシムルコト
- 一三、行路病者行路死亡人ノ取扱ニ關シテハ特ニ傳染病ニ付留意スルコト
- 一四、畜犬ヲ整理シ狂犬病豫防接種ヲ普及セシムルト共ニ野犬ノ捕獲ヲ勵行スルコト

一五、關係府縣ハ防疫上ノ事項ニ關シ共助聯絡ヲ計ルコト

六

第十三 救護ニ關スル件

- 一、必要ナル場所ニ傷病者救護所ヲ設ケ且救護班ノ組織ヲナスコト
- 二、必要ト認ムル地域ノ開業醫ニ對シ豫メ救護ニ關スル協商ヲナスコト
- 三、病院、醫院ト交渉シ傷病者ノ收容救護ニ遗漏ナキヲ期スルコト
- 四、必要ナル巡查派出所及駐在所ニ救護喰ヲ備ヘ置クコト

第十四 各種團体ニ關スル件

- 一、醫師會、齒科醫師會、藥劑師會、日本赤十字、恩賜財團濟生會、愛國婦人會、看護婦會、衛生組合、衛生會、等ニ對シ、本注意事項達成ニ關シ協力聯絡ヲ圖ルコト
- 二、青年團、處女會、在鄉軍人會等ノ諸團體ニ對シテモ衛生施設ニ關シ、協力ヲ求ムルコト
- 三、右各種團體ヲシテ講演會、活動寫眞、パンフレット、ポスター等ニ依リ衛生思想ノ普及啓發ニ努メシムルコト
- 茲ニ於テ本縣ニテハ御大典ニ關スル衛生上注意事項概要ヲ内務省ノ指示事項ニ準據シテ作製シ四月五日午前十一時ヨリ當廳ニ於テ衛生協議會ヲ開催セリ、即チ、御大禮ニ際シ當地方衛生事務ヲ擔任セラレシ内務省衛生局加藤防疫官岡田本縣衛生課長、藤村港務官、伊庭野神戶市衛生課長、中山技師芦田防疫主任及神戶市内各警察署長會同シ

御大禮ニ關スル衛生上注意事項

- 第一、飲料水ニ關スル件
- 第二、清潔保持ニ關スル件
- 第三、衛路撒水ニ關スル件
- 第四、共同便所ニ關スル件
- 第五、衛生上取締ヲ要スル各種營業ニ關スル件
- 第六、工場衛生ニ關スル件
- 第七、汽船、汽車、電車及人力車等ニ關スル件

- 第八、防疫ニ關スル件
  - 第九、救護ニ關スル件
  - 第十、公益團体ニ關スル件
  - 第十一、施設事項ノ準備及實行ニ關スル件
- 右各項ニ就テ協議スル所アリ、猶當日未協定事項ニ就テハ翌六日午前中同ジク前日ノ諸員會同シ、總テノ事項ノ協議ヲ終リタリ  
決定セラレタル事項左ノ如シ

御大禮ニ關スル衛生上注意事項概要

- 第一 飲料水ニ關スル件
- 第二 清潔保持ニ關スル件
- 一、必要ナル場所ニ對シ飲料水ノ適否ヲ検査シ不良水ニ付テハ其ノ使用方法並ニ設備等ニ付相當改善ノ方法ヲ講セシメ殊ニ共用堀井戸ハ井戸側及流シ場等ヲ修理シ且唧筒ノ裝置ヲ勧奨スルコト
- 二、溝渠、下水溝等ニシテ破損ノ箇所アルトキハ之ヲ修理セシメ且時々浚渫又ハ掃除ヲ行ハシムルコト
- 三、裏長屋等ノ溝渠、下水溝ノ浚渫ハ特に掃除組合ヲ設ケ實行セシムルコト
- 四、各戸備付ノ座水容器ニシテ破損シタルモノハ之ヲ修理セシメ且其ノ覆蓋ヲ完全ナラシムルコト
- 五、座水容器ノ据置場所ニ付テハ特別ノ注意ヲ加ヘ市街ノ外側ヲ損セズ、且衛路ヲ不潔ナラシメザル様勧奨スルコト
- 六、座水取扱場ノ設備並ニ座水運搬車ヲ完全ナラシムルコト
- 七、座水焼却場ヲ完備ナラシムルコト



## 六、旅人宿、料理店、飲食店、貸座敷等

旅人宿、料理店、飲食店、貸座敷等

イ、飲食物調理所ハ採光ヲ充分ナラシメ防鼠、防塵及防蠅ノ設備ヲ完全ニシ、流シ下下水溝ニシテ不完全ノモノハ之ヲ改善スルコト

ロ、調理所ニ於ケル食物殘屑類ハ適當ノ容器ヲ備付ケ之ニ投入スルコト

ハ、調理人ハ成ルベク清潔ナル白キ被布ヲ着用スルコト

ホ、飲食物原料ノ精撰飲食物器具ノ適否及清潔ニ注意スルコト

ホ、調理シタル飲食物ニ對シテハ防塵、防蠅ノ設備ヲ爲スコト

ヘ、蠅ノ驅除ヲ勵行スルコト

ト、水道布設地ニ於テハ水道水ヲ使用スルコト

チ、家族雇人等ノ健康狀態ニ注意シ傳染性疾患ノ疑アルトキハ檢診ヲ行フコト

リ、客用寢具類ニハ白布ヲ覆ハシメ被服、寢具、襟掛、敷布、及座蒲團等ヲ清潔ニシ時々日光ニ曝スルコト

ヌ、洗商場、浴場、及便所ニシテ破損シタル場所ハ修理ヲ加ヘ常ニ清潔ヲ保ツコト

ル、手水鉢ハ成ルベク流出裝置ト爲シ清潔ナル手拭ヲ使用セシムルコト

ヲ、貸手拭ハ一客毎ニ清潔ナルモノト取換フルコト

ワ、睡壺ノ設備ヲ周到ニシ睡瘡ノ投棄ニ就テハ規定ノ消毒方法ヲ行フコト

カ、灰吹ハ睡壺ニ代用セラルコト多キニヨリ常ニ清潔ナラシムルコト

イ、從業者ニ對シテハ健康狀態ハ勿論被服及手指ノ清潔ニ注意セシムルコト

ロ、飲食物ニ對シテハ其ノ原料ヲ精撰セシムルハ勿論刺身、鮓等ノ如キ其ノ儘食スベキ物ニ對シテ防塵防蠅ノ方法ヲ講ゼシムルコト

ハ、蠅ノ驅除ヲ勵行セシムルコト

ニ、飲食用器ハ一客毎ニ洗滌ノ上清潔ナラシムルコト

ホ、飲食用水飲食物ノ浸漬水、飲食用器具ノ洗滌水ハ善良ナルモノヲ用ヒ時々更新セシムルコト

八、旅館、劇場、寄席、諸興行等

イ、場内ノ清潔及換氣ニ注意スルコト

## 九、營業用ノ寝具類ノ清潔ヲ保持セシメ時々日光ニ曝サシムルコト

九、營業用ノ寝具類ノ清潔ヲ保持セシメ時々日光ニ曝サシムルコト

## 一〇、湯屋

イ、浴場、及衣服、容器ノ清潔保持ニ努メシムルコト

ロ、浴槽洗場及小桶ノ掃除ヲ周密ナラシムルコト

ハ、特ニ許可セラレタルモ、ノ外浴湯ハ毎日更新セシムルコト

ニ、灑湯、灑水ヲ豊富ナラシムルコト

ホ、脱衣場及洗湯ニ睡壺ヲ設置セシメ其ノ消毒ヲ完全ニ行ハシムルコト

## 一一、理髮店

理髮店ニ關シテハ衛生上ノ取締ヲ勵行スルノミナラズ進ンデ店舗ノ改善ヲ要スルモノハ之ヲ行ハシメ使用器具等ニ就テハ最モ完全ニ消毒ヲ勵行セ

シムルコト

一、多數ノ人ヲ使偽スル工場主又ハ管理人ヲ督勤シ衛生上ノ注意ヲナシメ殊ニ左ノ事項ヲ實行セシムルコト

二、工場内外ノ掃除ヲ勵行シ清潔ノ持續ヲ計ルコト

三、便所ハ特ニ清潔ナラシメ時々消毒藥ヲ撒布スルコト

四、工場内ニハ安全ナル飲料水ヲ豊富ニ供給スルコト

五、工場並ニ寄宿舍其ノ必要ナル箇所ニ於ケル睡壺ノ配置ヲ周到ナラシメ消毒方法ヲ完全ニ行フコト

ホ、炊事場ハ採光ヲ充分ナラシメ地盤ハ成ルベク不透性ノ材料ヲ以テ築造スルコト

ヘ、炊事人ニハ成ルベク清潔ナル白キ被布ヲ着用セシムルコト

ト、炊事人ニ對シテ時々健康診斷、保菌検査ヲ爲スコト

## 第六 工場衛生ニ關スル件

一、理髮店ニ關シテハ衛生上ノ取締ヲ勵行スルノミナラズ進ンデ店舗ノ改善ヲ要スルモノハ之ヲ行ハシメ使用器具等ニ就テハ最モ完全ニ消毒ヲ勵行セシムルコト

チ、常ニ炊事場並ニ食堂ノ防蠅ニ努メ殊ニ調理シタル飲食物ニ對シ防塵防蠅ノ設備ヲナスコト  
リ、蠅ノ驅除ヲ勵行スルコト

ヌ、寢具類ハ時々日光ニ曝スク

ル、職工、其他使傭人ノ健康状態ニ注意シ傳染病ノ疑アル時ハ速ニ検診スルコト

ヲ、傳染病ノ疑アル者ノ隔離方法ヲ講ズルコト

ワ、成ルベク工場醫ヲ設クルコト

二、小工場ニ對シテモ、成ベク前各項ニ準ジ施設セシムルコト

## 第七 汽船、汽車、電車及人力車等ニ關スル件

- 一、乗客待合所ノ掃除ヲ充分ニシ撒水ヲ勵行セシムルコト
- 二、乗客待合所、便所ノ内外ハ常ニ清潔保持ニ努メシ且必要ニ應ジ、消毒方法ヲ行ハシムルコト
- 三、汽船、汽車、電車、及人力車等ハ常ニ清潔ナラシムルコト
- 四、車体ニハ塵埃ノ飛散セザル様常ニ撒水セシムルコト
- 五、睡壺ノ設置ナキモノニ就テハ車内ニ吐痰スルコトヲ禁止セシムルコト
- 六、赤帽、車掌ノ健康ニ注意シ傳染性疾患アル者ニ對シテハ相當注意セシムルコト

## 第八 防疫ニ關スル件

### 一、一般傳染病豫防

- イ、前年流行セシ地域、貧民部落、木質宿、等必要ト認ムル場所ニ對シ檢病的戸口調査及検診ヲ行フコト
- ロ、死體檢案ハ一層周密敏速ニ行フコト（從來施行シツ、アル市町村トス）
- ハ、衛生組合ヲ督勵シ組合員ヲシテ組合内ノ檢病的視察ヲ爲サシメ（成可ク受持戸數ヲ定メシメ）傳染病ノ疑アル患者ヲ認知シタルトキハ速ニ當該吏員ニ申告セシムルコト
- ニ、一般開業醫ニ注意シ患者届出ヲ遲延セシメザルハ勿論患者ニ對シ適切ナル豫防消毒方法ヲ實行ヲ期セシムルコト
- ホ、麻疹、流行性感冒、流行性腦炎、回歸熱患者アルヲ知リタルトキハ速ニ報告スルコト

- 一、「ベスト」豫防
  - イ、傳染病ニ就テハ速ニ其ノ系統ヲ調査シ且保菌者ノ發見方法ヲ講ズルコト
  - ト、市町村立傳染病院、隔離病舍ノ修理及設備ヲ完全ナラシムルコト
  - チ、私立病院傳染病室ノ取締ヲ勵行スルコト
  - リ、蠅ノ發生防止及驅除ヲ勵行スルコト
  - ス、行路死亡人ノ検案ヲ一層確實ナラシムルコト
  - ル、都會地ハ勿論必要ナル場所ニハ消毒圃ヲ特設シ消毒及患者輸送等ノ改良ヲ促スコト
  - ヲ、痘瘡豫防上種痘脱漏者ヲ調查シ怠慢者ナカラシメ若シ患者發生シタルトキハ適宜ノ區域ニ對シ種痘ヲ行ハシムルコト
  - 貧民部落下級労働者ノ居住セル場所並ニ工場會社、孤兒院保育所等ニ對シテハ特別ノ調査ヲ爲シ、脱漏者ナカラシムル様一層注意スルコト
  - ワ、關係郡市、警察署、ハ防疫上重要事項ニ關シ連絡ヲ計ルコト
- 二、「ベスト」豫防
  - イ、必要ト認ムル地域ニ對シテハ殺鼠劑、捕鼠器ノ配布、及鼠ノ買收、懸賞、等ノ方法ニ依リ除鼠ヲ勵行セシムルコト
  - ロ、必要ト認ムル場所ニ於テハ斃鼠ノ搜索ヲ勵行スルコト
  - ハ、倉庫、納屋等ニ對シテ鼠防鼠工事ノ補修ヲ爲サシメ、其管理者及捕鼠隊ヲシテ持續的除鼠ヲ行ハシムルコト
  - ニ、必要ト認ムル船舶ノ除鼠ヲ勵行スルコト
  - ホ、必要ト認ムル船廈、倉庫及其他貨物取扱場ニ於ケル荷粉ノ消毒ヲ勵行スルコト
  - ヘ、荷粉、古俵等、ノ集散狀況ヲ豫メ調査シ置クコト
  - ト、「ベスト」有病地ヨリ輸入スル鑑縫、古綿、古麻袋、古俵、荷粉、紙屑等ノ取締ニ注意スルコト
  - チ、必要ナル場所ニ於ケル特種營業者（米穀其ノ他雜穀商、乾物商、八百屋、パン菓子製造業、麩商）ニ對シ防鼠設備ヲ爲サシメ且持續的、除鼠ヲ勵行セシムルコト
  - リ、屑物消毒所ノ取締ヲ勵行スルコト
- 三、蠅豫防
  - イ、浮浪徘徊ノ癪患者ヲ一層嚴重ニ取締ルコト
  - ロ、癪患者ノ一時救護設備ヲ擴張セシムルコト
  - ハ、療養ノ資力アル癪患者ニハ消毒其他ノ豫防方法ヲ勵行セシメ且群集ノ場所ニ出入セザルヤウ説諭スルコト

#### 四、肺結核豫防

肺結核豫防ニ關シテハ規程ノ示ス所ニヨリ一層取締ノ勵行ヲ期シ検診ヲヒ行尙特種業態者ニ就テハ其範囲ヲ擴張シテ之ヲ行フコト

五、狂犬病ノ豫防ニ關シテハ狂犬病豫防週間ヲ行ヒ野犬掃蕩ヲ徹底セシムルタメ捕獲奨勵金ヲ與フルコト

### 第九 救護ニ關スル件

- 必要ノ箇所ニ傷病者救護所ヲ設クルコト
- 赤十字社支部醫師會及衛生會ト協商シテ救護班ヲ組織セシムルコト
- 豫メ便宜ノ病院ニ交渉シ重傷病者ノ收容ニ差支ナキ準備ヲナサシタルコト
- 必要ト認ムル地域ノ開業醫ニ對シ豫メ救護ニ關シ協商ヲ爲シ置クコト
- 必要ナル巡査派出所ニ救急函ヲ備ヘ置クコト

### 第十 公益團體ニ關スル件

- 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會、衛生組合、衛生會等  
イ、本注意事項中關係アル事項ノ施行ニ關シ援助ヲ求メ或ハ活動ヲ促シ尙必要ト認ムル件ニ付テハ之ヲ當該官公署ニ申告セシムルコト
- 衛生講話會、衛生展覽會等ノ開催ニ際シ應援ヲ求メ又ハ其ノ事業ヲ翼賛セシムル等衛生思想ノ啓發ニ努メシムルコト
- 青年會、在郷軍人會等  
前項ニ準ジ相當助力ヲ求ムルコト

### 第十一 施設事項ノ準備及實行ニ關スル件

- 關係郡市、警察官署ノ衛生主任者ノ會同ヲ催シ必要アルトキハ町村長衛生組合長ノ會同ヲモ催スコト  
右ノ如ク全休ニ亘リタル衛生施設ニ就テハ夫々其ノ方針ハ定マリタルヲ以テ茲ニ最モ主要ナル部門ヲナス防疫措置ニ就テ協議ノ必要アリ、依リテ四月十日午前十時ヨリ警察部ニ兵庫、水上、三宮、相生橋ノ各署長ヲ招集シ、内務省衛生局加藤防疫官、岡田衛生課長、藤村港務官、伊庭野神戸市衛生課長、中山技師芦田防疫主任會同シテ左ノ事項ニツキテ協議セリ

### （二）「ベスト」豫防

#### 協 議 事 項

##### 一、警戒區域ニ關スル件

- 第一警戒區域ハ直接外航船舶ニ關係アル地帶ヲ區域トス
- 第二警戒區域ハ第一警戒區域ニ直接關係アル地帶トス
- 第三警戒區域ハ神戸市鐵道以南ニシテ前二項ニ該當セザル地帶トス
- 第四警戒區域ハ神戸市鐵道以北ノ地帶トス

##### 二、除鼠ニ關スル件

- 第一警戒區域ニ對シテハ殺鼠劑ノ配付捕鼠器ノ配置、瓦斯除鼠法ヲ勵行セシメ特ニ高倉倉庫、東神倉庫等ノ大倉庫ニハ專任捕鼠人夫數名ヲ常置スル様セシムルコト
  - 第二警戒區域ハ市役所ヨリ配置セル人夫ヲシテ殺鼠劑ノ配布及捕鼠ヲ勵行セシム
  - 第三、第四、警戒區域ニ對シテハ宣傳其他ノ方法ニヨリ捕鼠ヲ督勵スルコト
  - 外航船舶ニ對シテハ港務部ニテ從來施行シツ、アル方法ヲ勵行シテ除鼠ヲ行フコト
  - 内航船舶及船内ノ除鼠方法ハ水上署ニテ督勵スルコト
- 尚浮結合ニ對シテ水上號ヨリ除鼠督勵方交渉スルコト
- ##### 三、防疫設備ニ關スル件
- 各關係警察署ニ於テ現在倉庫ノ防鼠設備ノ現状及收藏物品ノ種類等變更ナキヤ否ヤニ就テ調査視察スルコト
  - 外航船舶ノ鼠返シノ設備及取締ハ港務部ニテ勵行スルコト

- 3 内航船舶ノ鼠返シニ就テハ水上署ニテ取締ルコト
  - 4 岸壁ノ防鼠設備ヲ修理スルコト
  - 1 檢査並ニ細菌検査ニ關スル件
  - 5 蟻ノ駆除及試験ニ關スル件
- 1 倉庫ノ清潔方法ヲ勧行スルト共ニ必要ノ場所ニハ蚕取粉又ハ「クレゾール」水ヲ撒布スルコト、尙必要ニ應ジ「モルモット」ヲ放置シ「ケオビス」ノ検査ヲ行フコト

## (二) 「コレラ」豫防

### 一、宣傳ニ關スル件

- 1 縣市及聯合衛生組合ニテ其時期方法等ヲ適當ニ協議スルコト
- 2 但シ豫防注射ヲ開始スル直前及同時ニ數回行フコト

### 二、豫防注射ニ關スル件(開始ノ時期、業態、地域)

- 1 上海ノ發生狀況ニヨリ大阪、福岡、山口、廣島、岡山、香川、徳島、高知等ノ各市縣ト成可ク同時ニ開始スルヤウ加藤防疫官ニ一任ス
- 2 海上從業者及其家族ニ之レト密接ナル關係ヲ有スル地域ニ住居スルモノニ對シ第一着ニ實施スルコト
- 3 直接神戸市其他ニ於ケル水上從業者一萬五千人及其家族約十萬人合計十二萬五千人ニ對シテ實施スル様當該會社ニ示達スルコト
- 4 前項注射ハ内務省ノ援助ヲ受ケ注射班二十班ヲ編成シ二ヶ月間ニ實施スルコト
- 5 外航ノ郵船、商船等ノ乗組員全部ニ對シテ直ニ實施スル様當該會社ニ示達スルコト

### 三、魚類ニ關スル件

- 1 縣下ニ於ケル漁業者一萬一千五百六十二戸人口約五萬五千人ニ對シ豫防注射班十八班ヲ編成シ二ヶ月間ニ實施スルコト
- 2 各縣ト連絡ニ關スル件

### 四、各縣ト連絡ニ關スル件

- 1 注射ノ回數、分量、注射證ノ交付等加藤防疫官ニ一任スルコト

### 五、早朝發見

- 1 醫師會、其他ノ團体ト連絡ヲ密ニスルト共ニ檢病的戸口調査ヲ勧行シ患者ノ早期發見ニ努ムルコト

## (三) 痘瘡豫防

### 一、定期種痘ノ施行及未種痘者ニ對スル督勵ニ關スル件

- 1 現在神戸市ハ勸誘員ヲ増員シテ施行シツ、アルモ特ニ支那人朝鮮人等ニ督勵スルコト
- 2 警察署戸口調査簿ニ依リ調査シテ巡回勸誘スルコト

### 二、臨時種痘所増設ニ關スル件

- 1 市役所ニ於テ増設ヲ實施シ警察署ニ於テ目的達成ニ努ムルコト

### 三、輸入物件取締ニ關スル件

- 1 港務部ニ於テ主トシテ取締ル外陸上地警察署ニテモ取締ルコト

茲ニ於テ今回御大典御學行ニ際シテ本縣衛生施設ノ基礎方針及防疫措置ニ對スル計畫定マリタルヲ以テ翌四月十一日ニ於テ、前述ノ決定セシ協議事項ヲ夫々關係官衙ニ通牒セリ

而シテ今回御大禮關シテ本縣ハ行幸啓ノ御事ハナケレドモ他ノ行幸啓關係府縣ト密接ナル關係アルヲ以テ四月十二日、内務次官ヨリ本縣知事宛ニ左ノ通牒アリタリ

内務省發佈第二九號

昭和三年四月十二日

兵庫縣知事宛

## 行幸啓關係衛生事項ニ關スル件

本年秋冬ノ候ニ於テ御舉行アラセラルベギ御大禮ニ際スル衛生上ノ施設實施方ニ關シテハ別途依令通牒ノ次第モ有事候處尙行幸啓關係府縣タル京都、神奈川、奈良、三重、愛知及東京ノ各府縣ニ對シテハ別紙事項ニ準據シ實行方及通牒候ニ付テハ貴縣ニ於テモ前記府縣ト密接ノ關係モ有之候間別紙事項參照ノ上特ニ傳染病發生狀況ノ通報ニ關シテハ實施方御取計相成度

## 行幸啓關係衛生事項

第一 行在所、御泊所、御少憩所、御昇降驛等ニ關スル件

- 一、行在所、御泊所、御少憩所、御昇降驛及共ノ附近ニ對シテハ豫メ臨時清潔方法ヲ施行セシメ御通過ノ沿道ハ之ヲ清掃セシムルコト
- 二、行在所、御泊所、御少憩所、御昇降驛ノ附近及鹹鹹御通過沿道ニ對シテハ一週間前ヨリ時々検病的戸口調査ヲ施行シ傳染病患者又ハ痳疹、流行性感冒患者アル家ニ對シテハ當該戸口ノ指導監督セシムルコト
- 三、行在所、御泊所、御少憩所ノ消毒ヲ官内省ヨリ依託セラレタル時ハ可成「アルコール」加熱カリ石鹼液、又ハ加熱綠石鹼液ノ類ヲ以テ拭淨シ若シ「フォルムアルデヒート」消毒ヲ必要トスル場合ニハ可成七日前ニ之ヲ行フコト

## 第二 御料水、御料牛乳御料食品ニ關スル件

- 一、御料水御料牛乳及御料食品ノ取扱人及其ノ同居人ニ對シテハ健康診斷並ニ消化器傳染病ニ關スル細菌検査ヲ時々施行スルコト尙健康診斷ニ就テハ特ニ宮内傳染病豫防令ニ規定スル疾病ニ注意スルコト
- 二、御料水ニ就テハ其ノ細菌學的及化學的検査ヲ施行シ井水ノ場合ニ於テハポンプ裝置トシ適當ナル覆蓋ヲナシ汚物、污水ノ混入ヲ防ギ水道ノ場合ニハ水源地ノ衛生的監視ヲ行フコト
- 三、御料牛乳、御料肉ニ關シテハ其ノ獸畜ノ健康診斷ヲ嚴重ニ施行シ搾乳所屠場ヲ清潔ニ保持シ、其ノ取扱ハ衛生上遺憾ナキヲ期スルコト
- 四、御料食品ノ生産地ニ於ケル衛生状態殊ニ傳染病ノ狀況ハ常に留意シテ調査スルコト
- 五、蔬菜果實類ニシテ其儘御料ニ供スベキモノノ栽培ニ就テハ人糞肥料ヲ使用セシメザルコト
- 六、御料品ノ容器取扱等ニ就テハ清潔ニ注意スルコト

## 第三 行在所、御泊所、御少憩所等ニ出入スル者ニ關スル件

- 一、拜謁者ニ對シテハ宮内傳染病豫防令及同施行規則中必要ナル條項ヲ知ラシムルコト
- 二、行在所、御泊所、御少憩所ニ出入スル者ニシテハ宮内傳染病豫防令及同施行規則ヲ遵守セシメ必要ト認ムル場合ニ於テハ本人及其ノ同居人ニ對シ健康診斷ヲ施行スルコト
- 三、行在所、御泊所、御少憩所等ノ用務ニ從事スル職工、人夫等並ニ其ノ同居人及供奉員等ノ自動車運轉手、車夫ニ對シテハ健康診斷ヲ施行スルコト

## 第四 飲食料品以外ノ御料品、御用品、並ニ獻上品、天覽品ニ關スル件

- 一、飲食料品以外ノ御料品、御用品、並ニ獻上品、天覽品ノ豫定品製作ニ從事スル者、之ヲ取扱フ者及其ノ同居人ニ對シテハ健康診斷ヲ施行スルコト

## 第五 皇族ノ御旅館及供奉諸員旅館ニ關スル件

- 一、御用品ニシテ飲食料品ナル場合ニ於テハ左記事項ヲ留意スルコト
  - (イ) 調理人、及其ノ同居人ニ對シテ健康診斷ヲ行ヒ且消化器傳染病ニ就テハ病原体保有者検索ヲ行フコト
  - (ロ) 飲食品、及原料品等ノ精選ニ注意シ特ニ傳染病豫防上ニ留意スルコト
  - (ハ) 飲食物用器具等ニツキ衛生上ノ検査ヲ勵行シ且其ノ清潔ニ注意スルコト
- 二、前記物品ノ消毒ニ就テハ當該關係宮内官ト豫メ協議ヲナシ共ノ取扱ニ遺漏ナキヲ期スルコト
- 三、前記物品以外ノ御用品、御用品、並ニ獻上品、天覽品ニ關スル件

## 第六 行幸啓地方ニ於ケル傳染病發生狀況通報ニ關スル件

- 一、東京、京都、大阪、兵庫、神奈川、三重、奈良、愛知、滋賀ノ各府縣ニ於テハ傳染病患者發生狀況ヲ一週間毎ニ取經メ別紙様式ニ依リ、次週水曜日迄ニ宮内省皇宮警察部及内務省衛生局ニ報告スルコト
- 二、行幸啓ニ關係アル都市ノ傳染病、流行性感冒、麻疹、流行性耳下腺炎、流行性腦炎ノ發生狀況ハ來ル八月ヨリ前項ニ準ジ週報スルコト
- 三、前項ノ報告ハ十月十五日ヨリ日報トシ行幸啓主務官ニモ報告スルコト(週報様式ハ第二編第四項ニアリ)
- 四、尚本縣ハ神戸港ヲ控ヘ外國船舶ノ出入頻繁ナルヲ以テ傳染病特殊ニ「コレラ」「ペスト」痘瘡等海外ヨリ侵入ノ處アルヲ以テ其ノ防備ハ等閑ニナスベカラズ、茲ヲ以テ四月十二日、内務次官ヨリ本縣知事宛ニ御大禮ニ關スル海港檢疫施設事項ノ件通牒アリ、即チ内務省發衛第三號

昭和三年四月十二日

兵庫縣知事宛

## 御大禮ニ關スル海港檢疫施設事項ノ件

今秋御舉行アラセラルベキ御大禮ニ際シテ衛生上施設スベキ諸般事項ニ關シテハ別途通牒致置候得共就中海外ヨリ渡襲ノ處アル傳染病殊ニ「ペスト」「コレラ」療防ノ豫防ニ對シテハ一層之ガ完璧ヲ期シテ付テハ別紙ノ通り各般關長宛通牒致置候間之ガ實行方ニ關シ一段ノ御配慮相煩度尙重ネテ衛生局長ヨリ、海港地ニ於ケル「ペスト」「コレラ」豫防ニ關スル件ニツキ左ノ依命通牒ニヨリ綿密ニ指示サレタリ

即チ左ノ如シ

發佈第三四號

昭和三年四月十二日

兵庫縣知事宛

内務省衛生局長

海港地ニ於ケル「ペスト」及「コレラ」豫防ニ關スル件依命通牒  
今秋御舉行ノ御大禮衛生施設事項中「ペスト」及「コレラ」豫防上最モ緊切ト認ムル施設實施法別紙ノ通相定メ候ニ付テハ右ニ依リ實施方可然御盡力相煩度  
一、海港地ニ於ケル「ペスト」及「コレラ」豫防ノ爲左記ニ依リ直ニ御大禮海港檢疫施設要項ノ實施ニ着手スルコト  
一、關係海港地ヲ左記ノ三ニ分チ各擔任技術官ヲ定メ隨時出張指導監督スルコト

一、横濱、名古屋、四日市

(飯村防免疫官)

(加藤防免疫官)

(勝俣防免疫官)

相煩度

一、海港地ニ於ケル「ペスト」及「コレラ」豫防ノ爲左記ニ依リ直ニ御大禮海港檢疫施設要項ノ實施ニ着手スルコト

一、橫濱、名古屋、四日市

二、大阪、神戶

(飯村防免疫官)

三、門司、長崎

(勝俣防免疫官)

一、府縣衛生當局ハ稅關及市ト繁密ノ聯絡ヲ採リ海港地ニ於ケル倉庫等ノ除鼠施設並ニ水上生活者ニ對スル「コレラ」豫防注射ヲ一定計畫ノ下ニ實施スルコト

一、稅關構内ノ除鼠施設ニ關スル中心機關トシテ稅關ニ除鼠主任ノ設置ヲ求ムルコト

一、實施着手ニ先チ擔任技術官ハ一應各海港地ノ實情ヲ視察シ府縣當局ヲシテ除鼠及「コレラ」豫防注射ノ實施計畫ヲ立テシムルコト

一、擔任技術官ハ第一號ニヨリ其ノ擔任海港地ニ隨時出張スルハ勿論擔任以外ノ海港地ヲモ適宜視察シ彼是對照比較シテ實施上遺漏ナキヲ期スルコト

一、計畫ノ設定及其ノ實施ニ當リテハ隨時擔任技術官、府縣衛生當局、稅關除鼠主任ノ打合會ヲ府縣廳等ニ開催スルコト

一、成績ハ一週毎ニ擔任技術官ヨリ報告スルコト

## 御大禮海港檢疫施設事項

### 第一 「ペスト」ニ關スル件

一、海外ヨリ來ル船舶殊ニ「ペスト」汚染港ヨリ來ルモノニ對シテハ海港檢疫ヲ嚴密ニ施行シ鼠族ノ驅除並ニ鼠族ノ細菌學的檢查ヲ勵行スルト共ニ確泊中ハ鼠族ノ上陸防止ニツキ適當施設ヲ講ズルコト

一、稅關、上屋、倉庫等ニ對シテハ除鼠班等適當ノ機關ヲ設ケ、除設ヲ勵行スルト共ニ其ノ建物ニハ防鼠設備ノ完備ニ努メ且鼠族ノ細菌學的檢查ハ特ニ嚴重施行スルコト

### 第二 「コレラ」ニ關スル件

一、海外ニ於ケル「コレラ」發生狀況ニ從ヒ海港檢疫ノ施行ヲ一層嚴重ナラシムルコト

### 第三 痢瘍ニ關スル件

一、海港檢疫ヲ嚴重ニ施行シ患者ヲ發見セル時ハ之ガ病原傳播ノ防止方法ヲ講ズルコト

### 第四 外航船舶ニ關スル件

一、海外諸港ヲ往來スル船舶ニ對シテハ當省ヨリ通報スル港外諸港ニ於ケル傳染病情報ニ注意セシムルノ外新嘉坡東局國際傳染病情報ヲ利用セシムル等ノ方法ニ依リ豫メ海外諸港ノ傳染病狀況ヲ知悉シ之ニ寄港ノ際ハ傳染病豫防ニ付キ必要ノ方法ヲ講ジ病原ヲ輸入セザルヤウ特ニ留意セシムル事以上ノ記述ニ依リテ見ル如ク、詳細ニ亘ル內務省ノ指示ヲ基礎トシテ本縣ノ豫防計畫ハ確立シタルヲ以テ四月十一日以來十一月三十日ニ至ル間衛生各般ニ涉リテ之方施設計畫ヲ實施セリ  
而シテ衛生一般事務ハ井上警察部長ノ監督ヲ受クルハ勿論ナルガ事務分擔ニ就テハ

御大禮ニ關スル衛生事務係長		關田衛生課長	
防 疫 (急性傳染病)	警衛部補師	芦中大	田山福喜太郎一
防 疫 (慢性傳染病)	警衛部補師	小黒大	間橋義謙
保 健	警衛部補師	春野	牧利正義
細 菌	警衛部補師	本川	宗三郎信
（防 疫 醫）	警衛部補師	武治	正義
（防 疫 醫）	警衛部補師	春野	宗三郎信

庶務、精神病  
警部補

地生技師  
警部補

山新大  
井沼  
荒山  
本  
正之  
臣作彬  
正臣  
次臣

右ノ各係ニ分子之ラ助タルニ各技師、技手、防疫醫、檢疫委員、防疫監吏、防疫事務嘱託、衛生事務嘱託、警察官吏、雇員ヲ以テシ其ノ實人員ハ三千百〇六名ニ上ル

各員奮勵努力事ニ當リ『ベスト』豫防ニ『コレラ』豫防ニ就テハ云フマデモナク各種傳染病豫防ニ就テモ徹底的ニ實施サレ、又精神病ヲ始メ浮浪癡患者ノ取締、飲食物取締ニ關シテモ周到ナル注意ノモトニ遺憾ナク行ハレタルノミナラズ、點疫豫防ニ就テモ充分ナル成績ヲ擧ゲ其他御大禮ニ關スル納入品獻上品等ノ衛生狀況調査ニ就テモ慎重緊密ニ行ハレ些ノ遺憾ナカリシハ喜ベシキ事ナリ

以下各編ニ分チテ其ノ實施狀況ヲ詳細ニ記述セントス

## 第一篇 急性傳染病豫防

### 一、痘瘡豫防ニ關スル概況

本縣ノ痘瘡ハ前年度即チ昭和二年一度於テ一月、二月、三月ノ三ヶ月ニ亘リテ僅々四名ノ患者ヲ出シタルノミニテ終戻ソ告ゲタレドモ本年一月神戶港ニ於テ帝國汽船春洋丸乗組ノ船員ニシテ發病セルモノ五名ニ及ビ本縣ニモ既ニ病毒ノ侵入セル疑アルノミナラズ、他府縣即チ、東京、靜岡、岡山、山口、高知、福岡、大分、宮崎ヨリモ本年一月ニ既ニ發生ノ通報アリ、三月ニ至リテハ一廳一府十四縣ニ及ビソノ流行ノ情勢ハ殆ド全國ニ亘リ誠ニ寒心スペキモノアリ、而シテ當時在新嘉坡聯國際保健部東局ノ發表ニカル海外ノ痘瘡發生狀況左ノ如シ

在新嘉坡國際聯盟保健部東局發表

昭和三年三月十日ニ終ル一週間

三月二十日 内務省衛生局報

港名	痘瘡患者	同死者	港名	痘瘡患者	同死者	港名	痘瘡患者	同死者
バスクラ	四	一	蘭 メダン	一	一	釜	一	一
孟加拉 カタム	三	一	ガザカバタム ボンヤエリ	一	一	上香 ポンチャナリ	三	一
マドラス	一	一	バンチャルマシン	一	一	山海港	一	一

本縣ハ大神戸港ヲ控ヘ海外ノ此等流行地ト密接ナル交通關係アルヲ以テ其ノ豫防ノ如何ハ貿易上ニモ多大ノ影響アルヲ思ヒ當局ニ於テハ一意豫防ノ萬全ヲ期スベク昭和三年三月二十四日、縣下各市町村長ニ對シテ検發第四六號ヲ以テ通達ヲ發シタリ、即チ内外ノ發生狀況ヲ察スレバ豫防警戒ハ最モ緊要ナル次第ナレバ本年定期種痘ニ際シテハ關係更員ヲ督勵シ、所轄警察署ト協力シ、定期種痘者ノ精査、前年度ノ定期種痘洩レ又ハ不善患者ニ對シテモ整理調査ヲ遂ゲテ種痘ノ徹底的施行ニ努力スベク令シタリ、之レト同時ニ衛通第四號ヲ以テ各警察署長ニ對シテモ此際縝密ナル戸口調查ヲ行ヒ定期種痘者、未種痘者、不善患者ヲ精査シ市町村長ト協力シテ痘瘡ノ豫防警戒ニ努ムベク通牒ヲ發シタリ（別項、通達、通牒参照）

此ノ如ク定期種痘ノ徹底ヲ期セシムルト共ニ會社工場等ノ集團的場所ニ於テハ臨時種痘ヲナシ置クコトノ安全ナルベキ旨ヲ指示督勵スルナド只管豫防警戒ニ遺漏ナキヲ期シタリ

然ルニ三月二十八日内務省發衛第二八號ニテ御大禮衛生施設事項ニ關スル件依命通牒アリテ（別項通牒寫参照）定期種痘ヲ一層嚴重ニ施行シ、殊ニ未種痘者ヲ調査シ、脫漏者ナキコトヲ期スルト共ニ必要アル地域ニ在住スル者及支那朝鮮方面ト往來スル水上生活者ニシテ種痘シタル事實無キ者又ハ種痘シタルモ善感セザルモノニ就テハ必要アル時ハ臨時種痘ヲ施行スベク、又痘瘡發生ノ場合ハ必要ト認ムベキ地域ノ在住者ニ對シテハ速カニ臨時種痘ヲ施行シ、嚴重ナル消毒ヲ勵行スベキヤウ通牒アリシヲ以テ當局ニ於テハ一層豫防警戒ニ遺算ナキヤウ努力スルニ就テハ縣下各市町村定期種痘施行狀況調査ノ必要アルヲ以テ左ノ各項ニヨリ一齊調査ヲ進メタリ、調査事項左ノ如シ

- 一、既往三ヶ年間ノ種痘成績及指示期日期間
- 二、種痘法第八條及明治四十二年司法省令第二十一號ニ依ル整理ノ狀況
- 三、指定期日ニ種痘セザリシ者ニ對スル其後ノ施行狀況
- 四、種痘法施行規則第九條第十條通知ノ正否、

右ノ各項ニ基キテ

- 第一方面 但馬
- 第二方面 摂津、丹波
- 第三方面 西播
- 第四方面 中播
- 第五方面 淡路

以上五方面ニ分子衛生課ヨリ防疫監吏ヲ出張セシメテ詳細ニ調査ヲ遂グタリ其成績左ノ如シ

第一期第二期要種痘者二對スル未種痘者百分比

一四

地 方 別	要 種 痘 者	未 種 痘 者	百 分 比
攝津丹波方面	三・八三	一・六七	一・六七
西播方面	一・九六	一・八二	一・九六
中播方面	一・九七	一・八一	一・九七
但馬方面	一・九七	一・七九	一・九七
淡路方面	一・七一	一・五九	一・七一

備考 左ハ第二期種痘ナリ

要種痘人員ニ對スル第一期第二期種痘人員百分比

地 方 別	要 種 痘 人 員	種 痘 人 員	百 分 比
攝津、丹波方面	四、零九	一、三九	一・三九
西播方面	一、七五	一、三九	一・三九
中播方面	一、八四	一、三九	一・三九
但馬方面	一、八三	一、三九	一・三九
淡路方面	一、七三	一、三九	一・三九

備考 左ハ第二期種痘ナリ

人口ニ對スル第一期第二期要種痘者千分比

地 方 別	現在人口	大正十四年		昭和元年	
		要種痘人員	千 分 比	要種痘人員	千 分 比
攝津、丹波方面	九、〇六	九、〇六	一・〇〇	一、〇〇	一・〇〇
西播方面	二、七一六	一、〇三〇	三・六四	一、〇三〇	三・六四
中播方面	二、七一六	一、〇三〇	三・六四	一、〇三〇	三・六四
但馬方面	二、七一六	一、〇三〇	三・六四	一、〇三〇	三・六四
淡路方面	二、七一六	一、〇三〇	三・六四	一、〇三〇	三・六四

備考 左ハ第二期種痘ナリ

此ノ調査ヲ見ル時ハ要種痘人員ニ對シテ種痘率ハ第一期ニ於テハ五、六割ヲ示シ、第二期ニ於テハ四割強ニ過ギズ、又要種痘者ニ對シ未種痘者ハ大体一割強ヲ示シ中播方面ニ於テハ三割四分ヲ示ス、實ニ豫防上寒心ニ堪ヘザルモノアルヲ以テ種痘ノ徹底的施行方ヲ督勵セリ。

而シテ四月十日午前十時ヨリ警察部長室ニ於テ内務省衛生局加藤防疫官、井上本縣警察部長、岡田本縣衛生課長、藤村神戸稅關港務部検疫課長、伊庭野神戸市衛生課長、小林三宮、向井利生橋、畑水上ノ各警察署長、中山本縣衛生技師、芦田防疫主任ハ御大禮防疫施設ニ關シ協議スル所アリテ種痘豫防ニ就テハ豫防ニ就テハ

一、定期種痘ノ施行及未種痘者ニ對スル督勵ニ關スル件

二、種痘所増設ニ關スル件

ニツキテ議スル所アリタリ

二、痘瘡發生狀況

(1) 淡路ニ於ケル初發患者發生狀況

豫防士戒ノ努力モ空シク遂ニ四月十五日ニ至リ三原郡梗列村ニ於テ農業及騎手宮下高(二十八才)一名痘瘡ニ罹レリ

一五



